

建築物省エネ法における非住宅建築物の省エネ適判・届出に関する
適用除外・評価対象外・手数料減額対象について

山口県建築指導課審査班

1 適用除外 (※省エネ適判・届出の対象外となる建築物)

①確認申請書第四面の用途が建築物全体で以下の建築物

| 用途を示す記号 | 建築物の用途の区分 | 条件 |
|---------|--|----------|
| 08490 | 自動車車庫 | |
| 08500 | 自転車駐車場 | |
| 08430 | 堆肥舎 | |
| 08510 | 倉庫業を営む倉庫 | 常温のものに限る |
| 08520 | 倉庫業を営まない倉庫 | 常温のものに限る |
| 08360 | 危険物の貯蔵場 | 常温のものに限る |
| 08320 | 建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号大臣が指定する施設（変電所、上下水道に係るポンプ施設、ガス事業に係るガバナーステーション又はバルブステーション） | |
| 08420 | 畜舎 | |
| 08430 | 水産物の養殖場、増殖場 | 常温のものに限る |
| 08990 | その他（道路の維持管理のための換気施設、受電施設、ポンプ施設等） | |
| 08990 | その他（公共用歩廊） | |

②確認申請書第四面の用途が建築物全体で以下の建築物で、かつ、条件 i 又は ii を満足する構造の建築物

| 用途を示す記号 | 建築物の用途の区分 | 条件 |
|---------|-----------|---|
| 08540 | 観覧場 | i 壁を有しないこと 又は ii 開放部分のみで構成されていること |
| 08370 | スケート場 | |
| 08370 | 水泳場 | |
| 08380 | スポーツの練習場 | |
| 08160 | 神社、寺院 | |

③以下の法令で指定等された建築物

| 法律名 |
|------------------|
| 文化財保護法 |
| 旧重要美術品等の保存に関する法律 |

※詳細は建築物省エネ法施行令第 7 条 2 項参照

④以下の仮設建築物

| 仮設建築物 |
|--|
| 建築基準法第 85 条第 1 項又は第 2 項に規定する応急仮設建築物で工事完了後 3 月以内であるもの又は同条第 3 項の許可を受けたもの |
| 建築基準法第 85 条第 2 項に規定する事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物 |
| 建築基準法第 85 条第 5 項の規定による許可を受けた建築物 |

2 評価対象外

評価対象としない室及び設備（※適用除外ではないため省エネ適判・届出の対象となる）

①物品等を生産するための室及び設備

- ・工場等における物品を製造するための室、及び、その室と機能的に切り離すことができない通路スペース又は搬出入スペース
- ・冷凍室、冷蔵室、定温室（室全体が冷凍庫、冷蔵庫、定温庫であるものに限る）
- ・水処理設備、焼却設備等が設置された室
- ・電気事業、熱供給事業等を目的として電気や熱等を生産、供給するための室
- ・データセンター（コンピュータやデータ通信のための設備を設置・運用することに特化した建築物又は室）における電算機室
- ・大学や研究所の実験室等において、温熱環境や空気質等を高度に制御する必要がある室（クリーンルーム等）
- ・研究室等において使用される有害ガス用の局所換気設備（スクラバー、ドラフトチャンバー等）等の特殊な環境を維持するための設備
- ・実験室、動物園、水族館、遊園地、博物館等において特殊な温熱環境、視環境を維持する必要がある室
- ・機械式駐車場（従属用途も含む、吊上式自動車車庫や機械式立体自動車車庫等）
- ・その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類する室及び設備

モデル建物法による評価においては、評価対象建築物の主たる建物用途が「工場等」であり、次の(イ)及び(ロ)の部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の 5 分の 4 以上で、かつ、(イ)及び(ロ)以外の部分の床面積の合計が 300m²未満である場合には、(イ)及び(ロ)以外の部分についても建物用途「工場等」として取り扱うことができる。

(イ) 省エネ基準において評価の対象とならない室（物品、サービス等を生産するための室等）

(ロ) 室用途が「倉庫」及び「屋外駐車場又は駐輪場」である室

②防災、安全、防犯、避難又はその他特殊な用途のための室及び設備

- 免震、制震設備等が設置された室
- 非常用の発電設備、バックアップ用機器等が設置された室
- 水害等の災害対策のために設けられた室（特殊な監視盤等が設置される室、排水ポンプ等の設備機械室等）
- 常時運転しない非常用発電機室の機械換気設備
- 予備機としての空気調和設備、機械換気設備
- 蓄電池室の水素除去用機械換気設備
- オイルタンク室の油分除去用機械換気設備
- 不活性ガス消火の鎮火後用の排風機のように常時運転されない機械換気設備
- 常時点灯しない階段通路誘導灯
- その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類する室及び設備

③融雪及び凍結防止のために設置された設備

- ロードヒーティング
- ルーフヒーティング
- 送水管・排水管ヒーティング
- 凍結防止ヒーター
- 融雪設備（散水融雪設備、無散水融雪設備、温水パイプ融雪設備、電熱線融雪設備、ルーフドレインヒーター）
- その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類する設備

④評価対象としない設備

◆機械換気設備

- a) 実験室などにおける局所換気設備（スクラバー、ドラフトチャンバー等）
- b) 常時運転されない送風機
 - 非常用発電機室の送風機、会議室に設置されるタバコの煙を排気するための送風機、排煙機等
 - 常時運転されないとは、年間稼働時間が 50 時間程度（1 週間に 1 時間程度）以下であるものを目安とする。

※单相の送風機は省略可

◆照明設備

- a) 避難用、救命用その他特殊な目的のために設けられた照明設備（航空障害灯、ヘリポート灯火、進入口赤色灯等）
- b) 安全性確保のための照明設備（誘導灯、非常時のみ点灯する非常灯等）
- c) 明視性確保のための照明設備のうち、以下に掲げるもの
 - タスク照明など、コンセント接続される照明器具であり、設計図書上に記されていないもの。
 - 高度な機能や目的を有する照明設備（手術室における无影灯等）。
 - 常時点灯されず、年間点灯時間が非常に短い室の照明（設備シャフト等）。

常時点灯されないとは、年間点灯時間が 50 時間程度（1 週間に 1 時間程度）以下であるものを目安とする。

- d) 演出性確保のためのカラー照明（ショールームにおける展示照明、舞台や宴会場、美術館における演出のための照明、広告灯等）

◆給湯設備

- a) オフィスや待合に設置される個別の給茶器、自動販売機
- b) 給湯栓を有しない給湯設備（7号給湯器等）
- c) 雑用水利用のための給湯設備（洗濯機用等）
- d) 循環加温用のための給湯設備（浴場施設や温水プールの加温のための設備）。ただし、浴場施設や温水プールであっても、シャワーや洗面用途のための給湯設備は対象とする。

◆昇降機

- a) 巻銅式、油圧式、リニアモーター式等の種々の駆動方式のエレベーター
- b) 小荷物専用昇降機や荷物用エレベーター、自動車用エレベーター、共同住宅で見られる地上階と屋内の駐輪場置場をつなぐエレベーター（自転車等の運搬を目的としたエレベーター）など、荷物の運搬を目的とした昇降機
- c) エスカレーター
- d) いす式階段昇降機、段差解消機

◆エネルギー利用効率化設備

- a) 太陽光発電設備（発電した電力を少しでも売電するもの）

3 省エネ適判における手数料減額対象

建築基準法上の用途が以下（以下「工場等」という。）の部分については、省エネ適判の申請手数料を減額する

| 用途を示す記号 | 建築物の用途の区分 | 備考 |
|---------|------------------------------|---------------------------------------|
| 08340 | 工場 | 用途別床面積表（添付図書）により工場等の部分について明確にされていること。 |
| 08360 | 危険物の貯蔵又は処理に供するもの | |
| 08430 | 水産物の増殖場又は養殖場 | |
| 08510 | 倉庫業を営む倉庫 | |
| 08520 | 倉庫業を営まない倉庫 | |
| 08610 | 卸売市場 | |
| 08620 | 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 | |

工場等の部分を含む建築物の手数料は、工場等の部分の床面積に応じた額と、工場等の部分以外の床面積に応じた額を合算して算定した額 a と、工場等の部分の床面積を工場等の部分以外の部分の床面積とみなした場合の全体の床面積に応じて定める額 b の、a、b いずれか低い額とする（詳細は手数料条例等を参照）